

第1章 知的財産を取り巻く背景等

1 国の動き

国は、産業の国際競争力を強化し、「知的財産立国」の実現を目指すため、平成14(2002)年に「知的財産基本法」を制定し、平成15(2003)年には、同法に基づき「知的財産戦略本部」(本部長：内閣総理大臣)を設置、同本部が毎年策定する「知的財産推進計画」に基づき、政府一体となって知的財産戦略を推進している。

平成25(2013)年6月には、以後10年程度を見据えた「知的財産政策ビジョン」を策定、さらに、平成30(2018)年6月に、ビッグデータ^{※1}、人工知能^{※2}、IoT^{※3}関連技術に牽引される第4次産業革命、米国のGAF^{※4}や中国のBAT^{※5}などの企業の台頭など、当初の想定を大きく超えた社会の変化を踏まえて、「知的財産戦略ビジョン」を策定し、2025年から2030年頃を見据えた中長期の展望及び施策の方向性を示した。

2 国の施策等

国は、平成28(2016)年に策定した「知的財産推進計画2016」において、「地方、中小企業、農林水産分野等における知的財産戦略の推進」を重要課題として位置づけ、同年、知的財産の取得・活用を促進させることで、地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生にも資することを目的に、令和元(2019)年までを計画期間とする「地域知財活性化行動計画」(第1次行動計画)を策定した。

また、令和2(2020)年に策定した「第2次地域知財活性化行動計画」においては、我が国の全企業数の99.7%以上を占める中小企業が、保有する優れた技術やアイデア、デザインやブランドを知的財産として戦略的に保護・活用し、知財を活用した経営を実現することが、地域の活性化や我が国の産業競争力の発展にとって極めて重要であるとして、特許料等の減免制度や外国出願支援、公開特許情報の分析活用支援など、中小企業支援施策の充実を図っている。

3 国内外の特許出願状況

国内の特許出願件数は、近年30万件を超える水準で推移してきたが、総じて減少傾向であり、令和2(2020)年は29万件を割り込んだ。(図1)

他方、国際出願(PCT国際出願^{※6})の件数は、令和2(2020)年は減少したものの、令和元(2019)年までは増加傾向であり、高い水準を維持している。(図2)

※1 ビッグデータ：ICT(情報通信技術)の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。

※2 人工知能(AI)：Artificial Intelligenceの略。人工知能は、大まかには「知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なる。

※3 IoT：Internet of Thingsの略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し新たな付加価値を生み出すもの。

※4 GAF：米国のIT(情報技術)関連企業大手4社(Google, Apple, Facebook, Amazon)の頭文字をとって名付けられた造語。

※5 BAT：中国に本拠を置く、インターネット関連企業の最大手3社(バイドゥ、アリババ、テンセント)の通称。

※6 PCT国際出願：特許協力条約(PCT)に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に出願したことと同じ効果を与える出願制度となっている。

図1 【特許出願件数の推移】

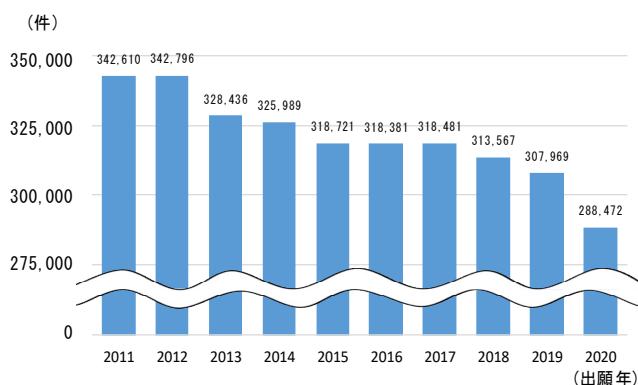
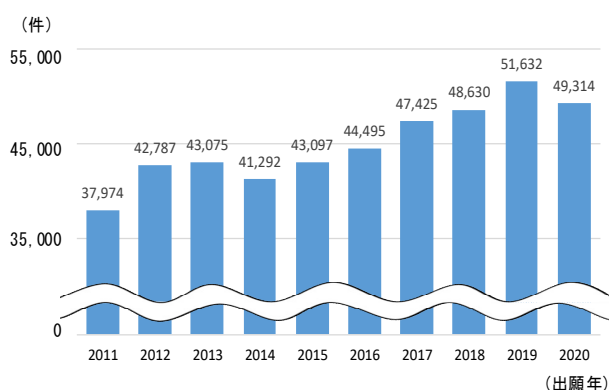


図2 【PCT 国際出願件数の推移】



【中小企業における知的財産活動】

日本国内の企業において、中小企業の占める割合は大きく、イノベーションを促進する上で中小企業の果たす役割は大きい。(図3)

令和2(2020)年の国内の中小企業の特許出願件数は39,789件で、全体の17.5%を占め、件数については、2018年以降増加傾向、比率は2年連続で過去最高となった。(図4)

図3 【企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合】



(資料) 中小企業白書2021付属統計資料を基に、特許庁が作成

図4 【中小企業の特許出願件数の推移】

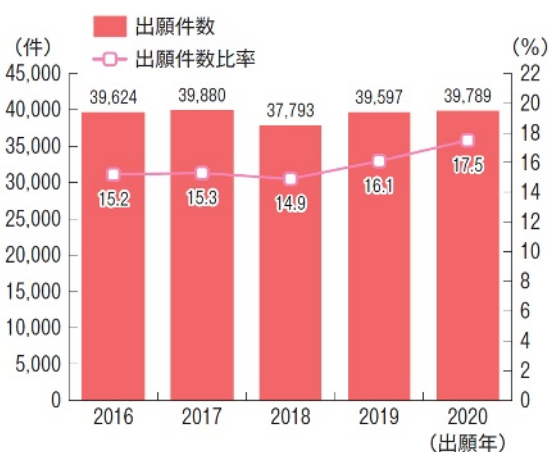


図1～4

出典：特許行政年次報告書 2021年版(特許庁)

(<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/document/index/honpen0100.pdf>)

4 これまでの「鹿児島県知的財産推進戦略」策定・改訂の背景

国の動きに呼応して、本県においても産業競争力の強化が求められ、地域資源を活用しながら知的財産を創造、保護、活用することによって産業の高度化や新たな事業展開を図るとともに、新産業の創出を目指す知的財産戦略の策定が必要とされ、平成19(2007)年3月に初めて「鹿児島県知的財産推進戦略」を策定した。

その後、5年ごとに改訂を行い、平成24(2012)年3月に「改訂 鹿児島県知的財産推進戦略」を、また、平成29(2017)年3月に第3版となる「鹿児島県知的財産推進戦略(2017年改訂版)」を策定した。

5 これまでの取組状況とその成果・課題

平成29(2017)年3月に策定した「鹿児島県知的財産推進戦略(2017年改訂版)」においては、「知的財産を大切に作る意識の醸成」、「知的財産の創造、保護、活用のサイクルの確立による産業競争力の強化」の2つを基本方策として、各種取組を推進してきた。

主な取組として、県産業立地課に配置している知的財産活用推進員^{*}の企業訪問等による知的財産制度の普及・啓発や各種相談への対応、知財総合支援窓口によるアイデア段階から事業展開までの課題等に対する一貫したワンストップサービス支援、(公財)かごしま産業支援センターにおいて国際出願の費用助成などを実施した。

これらの取組により、知財総合支援窓口における相談・支援件数(表1)は、年々増加傾向にあり、特許や意匠の登録件数(図9、図11)も、近年増加傾向にあることから、知的財産の重要性を認識し、経営に生かす県内企業等が徐々に増えつつあると考えられる。

他方、数値目標(各産業財産権の出願件数)の達成状況を見ると、意匠権については目標を達成しているものの、特許権と商標権については若干、実用新案権と国際出願は大きく目標に届いておらず、また特許権の出願件数の推移を見ると、最近3年間は減少傾向にある。(表2)

なお、国においては「知的財産推進計画2021」の中で、諸外国の研究開発投資や特許出願件数が、リーマンショック前の水準に回復しているのに対し、日本ではいまだ回復できていない状況にあるなどとし、こういった状況に鑑みると、「もはや日本はイノベーション後進国であると言っても過言ではない。日本の産業や経済が生存競争に勝ち残るため、(引き続き)日本の知財創造・活用活動を喚起する必要がある」としている。

本県においても、知的財産の重要性を認識し、経営に生かす県内企業等が徐々に増えつつあるものの、それは未だ一部の企業にとどまっており、引き続き、知的財産を経営に生かすことの重要性や知的財産支援施策の普及、併せて、知的財産の創造・保護・活用を図る企業の支援等に、各産業支援機関が連携し積極的に取り組む必要がある。

表1【知財総合支援窓口における相談件数】

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1,435	1,680	1,939	2,093	2,097

出典：INPIT 鹿児島県知財総合支援窓口

^{*}知的財産活用推進員：「知的財産推進戦略」の普及や知的財産の活用・保護の業務を推進するために、県庁商工労働水産部産業立地課に平成19年から配置されている。知的財産に関する相談、普及・啓発、情報発信業務等を行う。

表2 【数値目標の達成状況】

産業財産権	戦略期間(H29～R3)の累計出願件数 ※R3実績未公表のためR2までの4年間で算出							
	H29	H30	R元	R2	合計	H29～R2 (年平均) A	目標値 (年平均) B	H29～R2 目標達成率 A/B
特許権	182	189	173	147	691	173	182	94.9
実用新案権	23	16	12	18	69	17	32	53.9
意匠権	24	22	31	31	108	27	24	112.5
商標権	578	538	534	557	2,207	552	560	98.5
国際出願	27	21	38	22	108	27	40	67.5

6 新たな知的財産推進戦略策定の趣旨と目的

上述したように、国が「第2次地域知財活性化行動計画（令和2（2020）年策定）」等において、中小企業が保有する優れた技術やアイデア等を知的財産として戦略的に保護・活用し、それを活用した経営を実現することが、地域の活性化や我が国の産業競争力の発展に極めて重要であると認識し、中小企業支援施策の充実を図っていること、また、本県においては、これまでの戦略に基づき各種支援事業に取り組んでもなお、知的財産を経営に生かしている企業が一部にとどまっている状況にあることなどを踏まえると、引き続き、知的財産の推進に取り組む必要がある。

県では、中長期的観点から鹿児島県の目指す姿や施策展開の基本方向を示す「かごしま未来創造ビジョン（以下「ビジョン」という。）」（令和4（2022）年3月改訂※予定）において、「企業の『稼ぐ力』の向上」に向けた施策の基本方向である「生産性と付加価値の向上による産業競争力の強化」の中で、「国や産業支援機関等と連携して知的財産を経営に活かす取組を啓発することなどにより、知的財産の創造・保護・活用を促進します」としている。

また、このビジョンの個別計画である「かごしま製造業振興方針^{※1}」（令和3（2021）年改訂）においても、「独自の技術・ノウハウを生かした新製品・技術の研究・開発による付加価値の創出・向上」のための施策として、「知財総合支援窓口による知的財産権の取得・活用に関する相談・支援」を掲げている。

これらの計画の個別計画として位置づけられているのが「鹿児島県知的財産推進戦略」であり、本県の産業が引き続き国際的な競争力を維持し、持続的な発展を続けていくためには、中小企業等が持つ優れた技術、アイデア、ノウハウ、デザインや、地域ブランド^{※2}などの革新的・独創的な知的財産を引き続き戦略的・効果的に創造、保護、活用していかなければならない。

また、前回の改訂から5年が経過し、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延やそれに伴う加速的なデジタル化、ニューノーマルという新たな日常への移行など、知的財産を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況を踏まえ、今後5年間の取組の方向性を示す、新たな知的財産推進戦略（「鹿児島県知的財産推進戦略【2022年改訂版】」）を策定する。

※1 かごしま製造業振興方針：現行の方針は、令和3年3月に策定。本県の経済基盤を安定したものとしていくために、産学官の関係団体が一体となって取り組むべき製造業振興の方向性を取りまとめたもの。

※2 地域ブランド：特定の地域での特産品、伝統工芸品、温泉などを、密接な繋がりのある地域名と併せてつくられたブランドのことをいう。本戦略では、「知覧茶」や「本場大島紬」などの「地域名+商品名」からなるブランドと、「かごしま農林水産物認証制度（K-GAP）」や、「かごしまのさかな認証制度」などの本県独自の制度に基づくブランドにより地域ブランドを推進している。